平成２３年（フ）第１３４８号
大阪市北区本庄東２丁目５番11―508号
債務者　小引　朋美
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１３４９号
大阪市北区本庄東２丁目５番11―508号
債務者　小引　京子
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１３５６号
大阪府四條畷市岡山２丁目１番31号　忍ヶ丘グリーンハイツ101
債務者　冨村フクエ
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１３５８号
大阪府守口市大庭町２丁目８番７号
債務者　黒田　育造
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１３６２号
大阪市鶴見区今津南３－１―18、住民票上の住所大阪市鶴見区中茶屋１丁目６番２―402号
債務者　喜多村智惠子
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２４４９号
大阪府門真市石原町36番９号
債務者　葛原　　仁
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第９８９号
大阪府枚方市香里園東之町12番38―13号
債務者　堀家　洋之
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１１９０号
大阪府東大阪市北石切町23番２号
債務者　櫻井　　勝
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１２３４号
大阪市淀川区木川東４丁目２番13―605号
債務者　菅　　由春
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５４９号
北海道上川郡愛別町字愛別1355番地９
債務者　田之上昭男
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月18日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２６号
北海道旭川市末広５条１丁目２番12号
債務者　山本　　博
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月18日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３５号
北海道上川郡美瑛町寿町１丁目３番32号　関口アパート
債務者　河本　行輝
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月18日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４９号
北海道富良野市栄町３番15号　２階
債務者　佐藤　啓子
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月18日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５０号
北海道旭川市豊岡６条２丁目２番７号　ハイツマドンナＢ棟204号室
債務者　柳本　　勇
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月１日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５２号
北海道旭川市３条西５丁目２番２号　スカイハイツ３条西５―106号室
債務者　窪田　敬次
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月18日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２０８号
東京都日野市平山４丁目20番地の１都営日野平山アパート４―501
債務者　星野　説男
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月28日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部